

取 扱 注 意
記事解禁日指定

新聞
ラジオ
テレビ
ネット

2月4日（火）
知事定例記者会見後解禁

事 務 連 絡
令和 7 年 2 月 3 日

報 道 機 関 各 位

財 務 部 財 政 課
農林水産部 りんご果樹課

令和 6 年度一般会計補正予算（専決第 4 号）について

このことについて、下記のとおり専決処分を行う予定で検討しておりますので、お知らせします。

記

- 1 専決処分の予定年月日
令和 7 年 2 月 4 日（火）
- 2 専決処分の概要
別添のとおり
- 3 その他
正式な内容については、令和 7 年 2 月 4 日（火）11:00～の知事定例記者会見において公表する予定です。

報道機関用提供資料（連絡先）		
	専決処分に関すること	取組内容に関すること
担 当 課 担 当 者	財政課 予算グループ 浅利財政主幹	りんご果樹課 生産振興グループ 小笠原総括主幹（GM）
電話番号	直通 017-734-9034 内線 2404	直通 017-734-9492 内線 5146
報 道 監	檜山財務部次長	栗林農林水産部次長

未定稿

令和6年度一般会計補正予算（専決第4号）について

（令和7年2月4日専決処分）

一 補正予算の概要

今回の補正予算は、12月下旬以降の降雪に伴うりんご樹の枝折れ等の被害拡大を防止するため、りんご園地における無人ヘリコプターを使用した融雪促進剤の空中散布を支援するのに要する経費について、所要の予算措置を講ずることとした。

二 一般会計予算の規模

(1) 令和6年度現計予算額	713,497,074 千円
(2) 今回の補正予算額（専決第4号）	71,550 千円
(3) 令和6年度予算累計額	713,568,624 千円
(4) 令和5年度同期予算額	796,613,326 千円
(5) 対前年度同期比 $\frac{(3)}{(4)} \times 100$	89.6 %

三 一般会計補正予算の歳入

今回の補正予算の財源としては、普通交付税7,155万円を計上した。

四 一般会計補正予算の歳出

今回の補正予算に計上した歳出の内容は、次のとおりである。

新 ○ りんご雪害軽減事業費補助

71,550 千円 農林水産部

県→ 無人ヘリコプター事業者

補助率：2/3、上限：2,650円/10a

補助対象経費：りんご生産者からの依頼に基づき実施する融雪促進剤の空中散布に要する経費
(融雪促進剤の購入に要する経費を除く。)

令和6年度一般会計補正予算款別総括表（専決第4号）

(単位：千円)

区 分	令和5年度最終		令和6年度現計		補 正 額		計		B の	
	予 算 額 A	一般財源	予 算 額	一般財源	予 算 額	一般財源	予 算 額 B	一般財源	構成比 (%)	B／A (%)
歳 入										
1 県 税	146,755,066	146,755,066	149,500,840	149,500,840			149,500,840	149,500,840	21.0	101.9
2 地 方 消 費 税 清 算 金	62,059,297	62,059,297	68,628,164	68,628,164			68,628,164	68,628,164	9.6	110.6
3 地 方 譲 与 税	26,118,223	26,118,223	25,424,171	25,424,171			25,424,171	25,424,171	3.6	97.3
4 市 町 村 た ば こ 税 都 道 府 県 交 付 金	4,846	4,846	1	1			1	1	0.0	0.0
5 地 方 特 例 交 付 金	705,098	705,098	2,738,116	2,738,116			2,738,116	2,738,116	0.4	388.3
6 地 方 交 付 税	227,117,072	227,117,072	217,597,690	217,597,690	71,550	71,550	217,669,240	217,669,240	30.5	95.8
普 通	222,781,474	222,781,474	214,197,690	214,197,690	71,550	71,550	214,269,240	214,269,240	30.0	96.2
特 別	4,335,598	4,335,598	3,400,000	3,400,000			3,400,000	3,400,000	0.5	78.4
7 交通安全対策特別交付金	272,027	272,027	323,120	323,120			323,120	323,120	0.0	118.8
8 分 担 金 及 び 負 担 金	4,168,865	2,371	3,255,823	3,173			3,255,823	3,173	0.5	78.1
9 使 用 料 及 び 手 数 料	7,318,801	14,670	7,284,226	10,902			7,284,226	10,902	1.0	99.5
10 国 庫 支 出 金	146,610,500	3,113,159	111,078,964	2,832,881			111,078,964	2,832,881	15.6	75.8
11 財 産 収 入	1,196,294	23,137	1,036,531	1,478			1,036,531	1,478	0.1	86.6
12 寄 附 金	250,071	10,001	6,541	1			6,541	1	0.0	2.6
13 繰 入 金	9,885,363	3,399,238	17,823,304	1,448,126			17,823,304	1,448,126	2.5	180.3
14 繰 越 金	3,756,730	3,756,730	1	1			1	1	0.0	0.0
15 諸 収 入	22,014,755	2,819,067	58,604,582	2,842,355			58,604,582	2,842,355	8.2	266.2
16 県 債	56,400,000	2,253,000	50,195,000	1,018,000			50,195,000	1,018,000	7.0	89.0
計	714,633,008	478,423,002	713,497,074	472,369,019	71,550	71,550	713,568,624	472,440,569	100.0	99.9
歳 出										
1 議 会 費	1,325,344	1,286,849	1,373,483	1,373,482			1,373,483	1,373,482	0.2	103.6
2 総 務 費	43,737,353	35,358,539	35,094,229	23,005,339			35,094,229	23,005,339	4.9	80.2
3 民 生 費	116,844,076	94,809,981	111,770,848	95,621,577			111,770,848	95,621,577	15.7	95.7
4 環 境 保 健 費	37,549,030	15,118,580	26,244,741	15,230,729			26,244,741	15,230,729	3.7	69.9
5 労 働 費	2,036,587	1,062,886	2,507,141	1,387,122			2,507,141	1,387,122	0.4	123.1
6 農 林 水 産 業 費	59,013,743	15,798,679	48,757,015	15,465,518	71,550	71,550	48,828,565	15,537,068	6.8	82.7
7 商 工 費	39,265,314	11,449,610	75,927,064	13,282,219			75,927,064	13,282,219	10.6	193.4
8 土 木 費	90,316,861	20,424,603	73,036,636	17,333,593			73,036,636	17,333,593	10.2	80.9
9 警 察 費	31,154,442	27,331,504	33,491,947	29,097,313			33,491,947	29,097,313	4.7	107.5
10 教 育 費	123,381,101	91,515,551	136,341,138	98,142,108			136,341,138	98,142,108	19.1	110.5
11 災 害 復 旧 費	5,639,035	166,846	6,350,751	107,834			6,350,751	107,834	0.9	112.6
12 公 債 費	102,770,125	102,499,377	94,778,555	94,498,659			94,778,555	94,498,659	13.3	92.2
13 諸 支 出 金	61,449,997	61,449,997	67,673,526	67,673,526			67,673,526	67,673,526	9.5	110.1
14 予 備 費	150,000	150,000	150,000	150,000			150,000	150,000	0.0	100.0
計	714,633,008	478,423,002	713,497,074	472,369,019	71,550	71,550	713,568,624	472,440,569	100.0	99.9